

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後			
 Aくん	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	学校保健安全法 により、インフルエンザ 基準が「解熱後5日 から「発症した後5日 経過後の発症翌日 から2日(幼稚園児 は3日)の間、症状が 改善するまで」と変更 された。		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
 Bくん	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能	発症した日から 出席停止が必要 その後は、解熱 し、症状が改善 し、出席停止の 止日が延期され る。		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
 Cさん	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
 Dさん	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
 Eくん	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と変わりました。

発症した日からかざえると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

出席停止の期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

「新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準早見表」

(令和5年5月8日現在)

発症から4日以内に症状が軽快した場合…発症した後5日を経過した後より登校可能

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
発症日				症状 軽快日		登校可

24時間

発症から5日以降に症状が軽快した場合…症状軽快日から24時間経過後より登校可能

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
発症日						症状 軽快日		登校可

24時間